

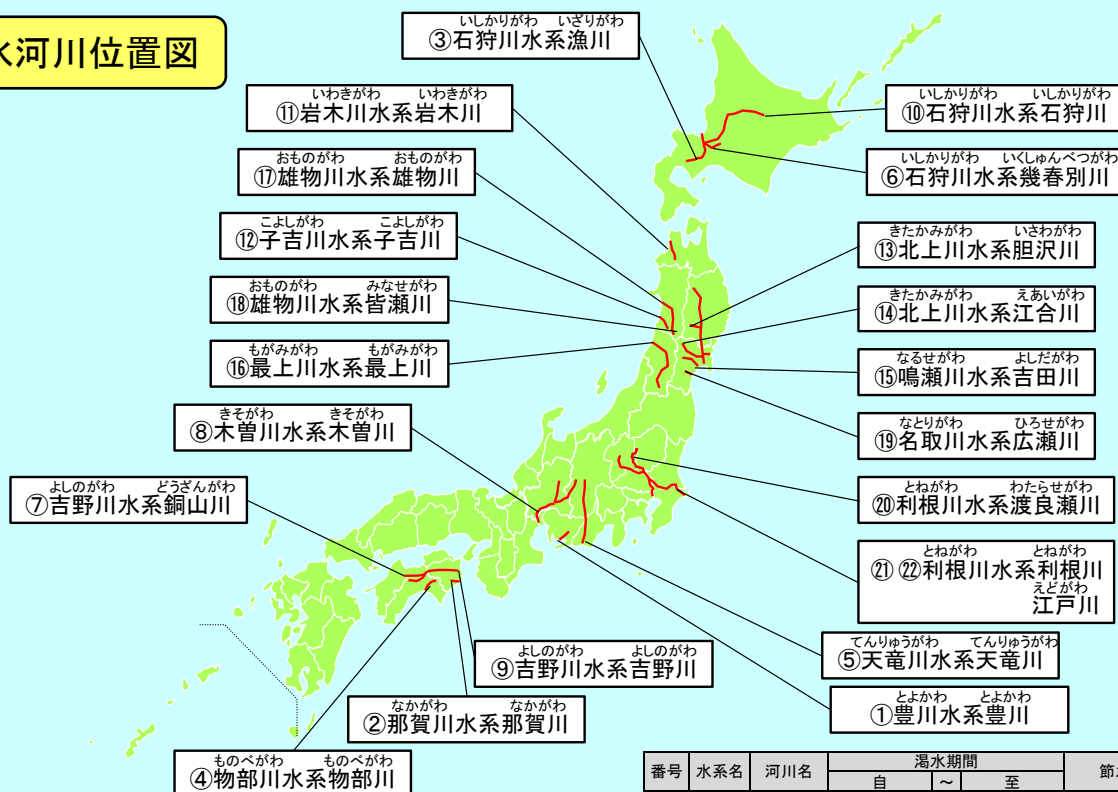
平成24年 全国における渇水状況

◇ 平成24年の一級河川における渇水は、5月末の豊川水系の渇水に始まり、全国15水系22河川で発生しました。(平成24年10月現在)

特に、9月には関東の利根川水系で11年ぶりに10%の取水制限が実施される事態となりました。

このため、国土交通省では、8月31日から10月3日までの34日間渇水対策本部を設置し、関係省庁間の情報共有を行うとともに、ホームページ等による情報提供や国民への節水の呼びかけを行いました。

渇水河川位置図



番号	水系名	河川名	渇水期間			節水等	関連ダム名
			自	～	至		
①	豊川	豊川	5月28日	～	6月21日	自主節水	宇連ダム・大島ダム
			8月8日	～	9月20日	-	-
②	那賀川	那賀川	6月5日	～	6月18日	自主節水	長安口ダム
③	石狩川	漁川	6月6日	～	7月12日	自主節水	漁川ダム
			7月30日	～	8月16日	自主節水	漁川ダム
④	物部川	物部川	6月7日	～	6月16日	取水制限 農水 40%	永瀬ダム他
⑤	天竜川	天竜川	6月9日	～	6月20日	自主節水	佐久間ダム
⑥	石狩川	幾春別川	6月11日	～	8月13日	自主節水	桂沢ダム
⑦	吉野川	銅山川	6月14日	～	6月21日	取水制限 工水 20%	銅山川ダム群
⑧	木曽川	木曽川	6月14日	～	6月19日	取水制限 上水 5% 工・農水 10%	岩屋ダム
⑨	吉野川	吉野川	6月14日	～	6月19日	取水制限 徳島 14.2% 香川 20%	早明浦ダム
⑩	石狩川	石狩川	7月27日	～	8月8日	自主節水	大雪ダム
⑪	岩木川	岩木川	8月2日	～	9月5日	自主節水	目辰ダム
⑫	子吉川	子吉川	8月6日	～	10月3日	-	-
⑬	北上川	胆沢川	8月6日	～	9月7日	自主節水	石淵ダム
⑭	北上川	江合川	8月7日	～	10月3日	自主節水	鳴子ダム
⑮	鳴瀬川	吉田川	8月7日	～	10月3日	-	-
⑯	最上川	最上川	8月8日	～	10月10日	自主節水	白川ダム
⑰	雄物川	雄物川	8月9日	～	11月29日	自主節水	玉川ダム
⑱	雄物川	皆瀬川	8月9日	～	11月29日	-	-
⑲	名取川	広瀬川	8月21日	～	9月24日	-	-
⑳	利根川	渡良瀬川	8月31日	～	10月3日	10%取水制限	草木ダム
㉑	利根川	利根川	8月31日	～	10月3日	10%取水制限	上流8ダム
㉒	利根川	江戸川	8月31日	～	10月3日	-	-

※取水制限または自主節水を実施した河川: 12水系18河川



平成24年12月

国土交通省 水管理・国土保全局

[参考] 渇水時の河川管理者の対応

- 河川管理者は、渇水時には利水者間の協議が円滑に行われるよう、水利使用の調整に関して必要な情報の提供等に努めています。
- 渇水調整にあたっては、河川流況・ダム貯水量等の情報の提供や、渇水調整協議会を主導します。

1 利水者の互譲の精神

(河川法第53条第1項、第2項)

- ・河川の公共用物としての性格上、利水者は、相互にその水利使用の調整について必要な協議を行うように努めなければならない。
- ・協議に当たっては、**互譲の精神**により、相互に他の水利使用を尊重しなければならない。

2 河川管理者の役割

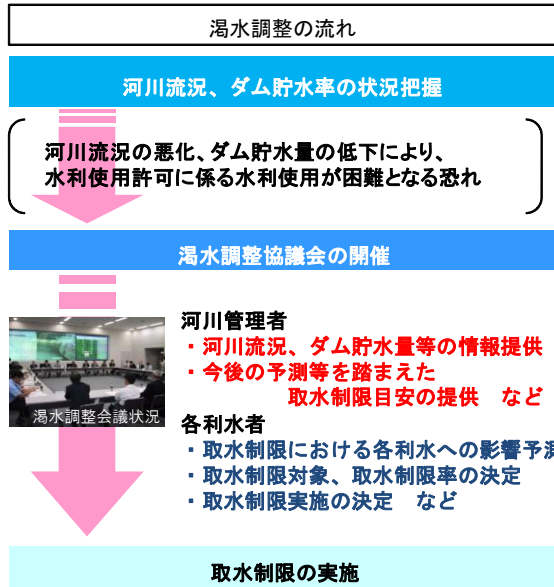
(河川法第53条第1項、第3項)

- ・利水者間の協議が円滑に行われるように、水利使用の調整に関して必要な**情報の提供**に努めなくてはならない。
- ・水利使用の調整に関して必要な**あつせん**又は**調停**を行うことができる。

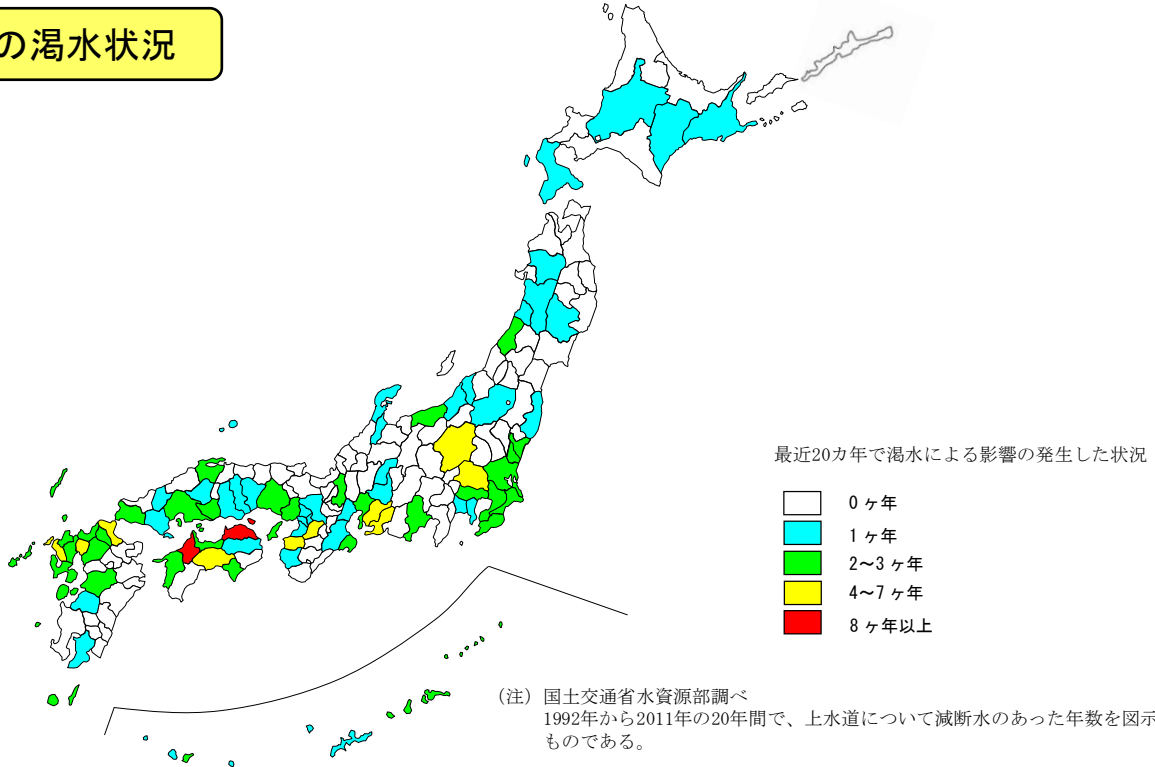
3 渇水時における水利使用の特例

(河川法第53条の2)

- ・異常な渇水により水利使用が困難となった利水者に対し、他の利水者が、河川管理者の承認を受けて、**自己の水利使用を、水利使用が困難になった利水者に行わせる**ことができる。
- ・河川管理者は、既に許可を受けている**水利使用の範囲内での水融通**を円滑なものとするため、許可から承認にすることで審査の簡素化を図り、関係行政機関との協議等も要しないこととする。



[参考] 過去の渇水状況



国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課 流水管理室
水資源部 水資源計画課

〒100-8918

東京都千代田区霞が関2丁目1-3 中央合同庁舎3号館

電話: 03-5253-8111 (代表)

【関係省庁との情報共有】

○渇水に関係する省庁で構成する会議の開催

9月 5日 「渇水情報連絡会議(担当者レベル)」第1回開催

【渇水体制の状況】

○国土交通省での体制の整備

8月31日 「国土交通省水管理・国土保全局渇水対策本部」を設置

10月 3日 「国土交通省水管理・国土保全局渇水対策本部」を解散

○現地での体制の整備

8月31日 「関東地方整備局渇水対策本部」を設置

9月 3日 「利根川水系渇水対策連絡協議会第2回幹事会」開催

9月 7日 「利根川水系渇水対策連絡協議会第3回幹事会」開催

9月10日 「利根川水系渇水対策連絡協議会第1回協議会」開催

10月 2日 「利根川水系渇水対策連絡協議会第2回協議会」開催

10月 3日 「関東地方整備局渇水対策本部」を解散

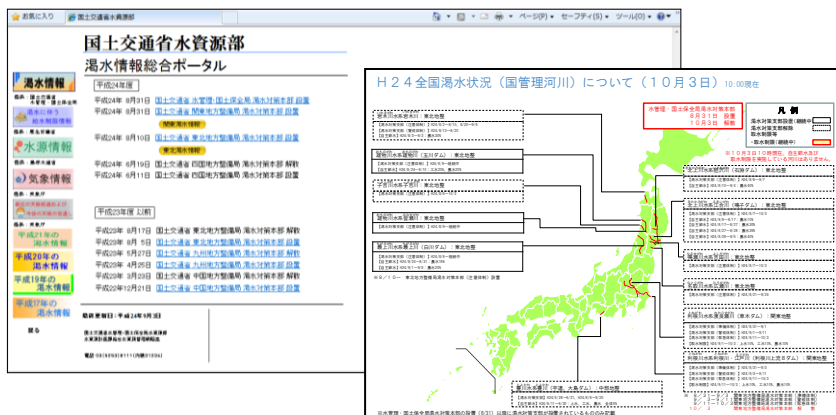


利根川水系渇水対策連絡協議会
第2回幹事会状況

※構成メンバー

- ・国土交通省関東地方整備局
- ・経済産業省関東経済産業局
- ・農林水産省関東農政局
- ・一都五県
(東京都、千葉県、埼玉県、茨城県、群馬県、栃木県)
- ・(独)水資源機構

河川管理者・関係利水者による渇水対策により、市民生活、河川環境への影響は最小限にとどめることができました。



ホームページによる渇水情報の提供(国交省)



広報車による節水の呼びかけ(千葉県)



浄水場での配水圧、配水量の調整(埼玉県)



懸垂幕による
節水の呼び掛け(東京都)

**節水に
ご協力を!!**

水不足により取水制限が実施
されています。
家庭や職場での節水にご協力
をお願いします。



関係市町村における
節水PRチラシの配布(茨城県)



農業用水の反復利用(群馬県)

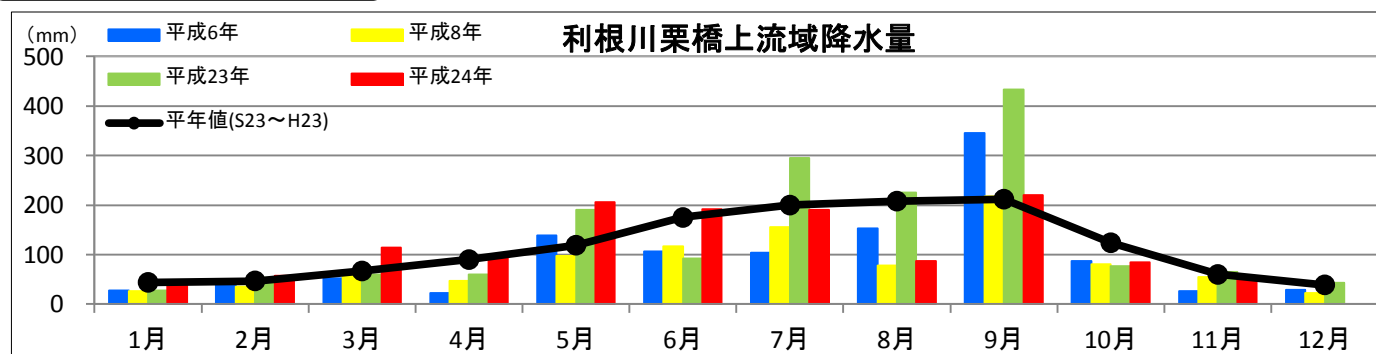
平成24年 利根川の渇水状況と対策

～利根川水系では8月の少雨により渇水となり10%取水制限を実施～

渇水概要

- 利根川上流域では、8月の少雨(平年比42%)により、利根川上流8ダムの貯水位が大きく低下。
- 利根川水系における10%取水制限を9月11日から実施。台風17号の降雨によりダム貯水量の回復および河川流況が改善したことから、10月3日に取水制限を全面解除。(9月24日からは取水制限の一時緩和措置を実施)
- 最も貯水量が減少した9月19日には、利根川上流8ダムの貯水量が1億2,631万m³(貯水率37%、平年比50%)。(12月1日現在 2億9,103万m³、平年比84%)

利根川上流域雨量



	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平成6年	27	50	52	23	139	107	104	153	346	87	26	29
平成8年	26	35	68	47	98	117	155	78	217	80	55	23
平成23年	27	53	60	60	191	92	295	226	433	77	66	43
平成24年	43	57	115	98	206	192	190	87	221	85	55	-
平年値(S23~H23)	44	47	67	90	119	175	200	208	212	124	60	39
平年比	97%	121%	171%	109%	173%	110%	95%	42%	104%	68%	91%	-

※ 平年値はS23~H23の平均 ※ 既往渇水年と当該年 ※平成6、8年は最大30%の取水制限を実施。

利根川上流8ダム貯水量状況

